

一九八三年二月二十一日

—いま、新・開拓時代—

あたらしい北海道の創造

横路孝弘

—いま、新・開拓時代—

あたらしい北海道の創造

もくじ

I、新・開拓時代の理念	4
一、新しい時代にむかって	4
二、いま、新・開拓時代	5
三、可能性の大地・北海道	7
四、新時代への三つの挑戦	9
(1) 新国際化時代への挑戦	
(2) 経済自立への挑戦	
(3) 地域社会創造への挑戦	
五、新時代への活力と知事の役割	12
II、あたらしい北海道の創造	15
一、地域生活経済圏の形成	15
(1) 地域複合型産業の形成	
(2) 地域総合ヒューマン・システム	
(3) 都市と農村の連合	
二、交通・情報ネット・ワーク	20
三、世界にひらく北海道	21
III、表情豊かな強い北海道経済の建設	23
一、加工組立産業	25
二、先端技術産業	26
三、地場産業	28
四、農業	30
五、林業	32
六、漁業	33
七、商業	34
八、サービス業	36
九、金融	37
十、エネルギー	38
十一、観光産業	40
十二、開発計画	41
IV、生活者の心がかよう人間らしく生きぬく環境づくり	43
一、福祉	46
二、教育	51
三、余暇・文化・スポーツ	53
四、保健・医療	55
五、生活	56
六、雇用	58
七、婦人	59
八、青年	61
九、アイヌ民族	63
十、自然保護	64
V、活力あふれる民主的な道政の推進	66
一、道民参加	67
二、道政の科学化・合理化	69
三、平和と自治体外交	71

I、新・開拓時代の理念

一、新しい時代にむかって

日本のみならず世界はいま、大きな歴史の転換期に立っています。工業化社会から脱工業化社会の時代へ、量から質の時代へといった先進諸国における新しい変化や、南北問題に象徴される新しい国際経済秩序の形成など、新しい時代への歩みがすでに始まっています。

こうした中で私は、特に、産業的に発達した国々に共通した変化として、次の点に注目をしています。

- 一、国際的な相互依存関係の深まり。
- 二、新・産業革命といわれる急速な技術革新の波。
- 三、人口の地方分散化のはじまり。

まず、国際経済社会と地域経済、地域生活との結びつきが、かつてなく強まっています。また、わが国の経済はもちろん、地域経済の活力が世界に大きなインパクトを与えるまでに発達した段階にいたったことです。つまり、北海道という地域社会が世界とどのように結びついて行くのかを、真剣に考える時代にあるということです。

また、エレクトロニクス革命とか、新素材革命とか呼ばれる、いわゆる新・産業革命の到来を一つの契機に、すべての分野で産業の高次化が進んでいます。これは、あらゆる産業が従来の枠を超えた複合産業化を進める結果となっています。大きな機械と装置を備えた従来の素材型産業にかわって、これらの新しい波が地域経済の主役を担いつつあります。真にたくましく力強い北海道経済を育てるために、こうした変化への対応をおこたってはならないと考えます。

さらに、いま世界で、巨大都市（メガロ・ポリス）の衰退傾向が現われ、人々の大きな関心を集めています。わが国でも、東京都をはじめ大都市圏の人口減少が始まり、かわって「地方都市の時代」が訪れようとしています。その象徴的なものが若者たちのUターン、Jターン現象です。

また、都市のみならず農山漁村においても都市的生活様式が浸透していることに、これらの若者たちに「雇用の場」を保証すると同時に、そこで暮らす住民に都市化時代にふさわしい「生活の質」を約束する地域社会づくりをすすめる必要はありません。

二、いま、新・開拓時代

北海道は、長い高度経済成長の時代を経た今日にいたってもまだ、全国有数の雇用不安定地帯であり、全国一位の過疎市町村数をもっています。北海道は沖縄県とともに他府県にない国の直接的な開発政策を受けてきましたが、それにもかかわらず、過疎と経済的後進性が克服されずにきています。

この広大な緑と豊富な資源を有する大地は、GNP世界第三位を誇るわが国の国策をもつても、恒久に「遅れた地域」のままなのでしようか。

後進性はもとより、私がなによりも気がかりに思うことは、このような状態が続くことによつて、この北海道に誇りを持ち、強くたくましい地域社会に育て上げているとすゝめる気概を道民の中から喪失させるのではないかとということです。

道民の多くはいま、ローカル線廃止の動きや閉山、貿易自由化、農業における減反を前に、自らの将来に大きな不安を抱えています。その一方で、医療や教育の地域格差や過疎が解消されず、生活や産業の見通しが明らかでないとしたら、地域社会の創造に自らの力を発揮しようとする意気込みを喪うのは当然のことです。

いま、もつとも大切なことは、道民のみなさんの一人ひとりが北海道の未来に希望を抱き、新しい時代にふさわしい活力あふれる北海道社会を共に創り上げていく気概を取り戻すことだと考えます。

これまでの「古い北海道」の経済体質と訣別し、「新しい北海道」の姿を明らかにすることが重要です。そのためには、

- 一、日本や国際社会における北海道が果すべき経済産業的な位置づけを明確にし、道民に地域ごとの目標を明らかにし、産業構造高度化のための政策的手法を示すこと。
- 二、稲作減反、貿易自由化や二百カイリなどにより北海道の基礎産業とされてきた農業や漁業、石炭産業の将来に不安を抱かせない政策を示すこと。
- 三、北海道のどの地域にあつても、住み良く誇りうる「ふる里」である良好な環境が作られること。

などの政策展望が必要です。

北海道は、アイヌ民族の人たちの長い歴史を受け、厳しい自然と闘いながら自らの人生と社会を築いてきた数多くの開拓者たちの手によつて創られた地域社会です。いま、この心呼び起こし、新しい北海道の創造に道民のエネルギーをふり向けていかなければなりません。

私が、「いま、新・開拓時代」を唱えるのは、こうした道民もっている強い創造の活力を、「新しい道政」の中に注入することがいま最も必要だと信ずるからです。

三、可能性の大地・北海道

北海道は無限の可能性を秘めた魅力あふれる大地です。その雄大さは、東北六県に新潟県を合せた面積よりも大きく、オランダやスイスを上回るものです。また、地球の中で、北方圏諸国では南に位置しアジア諸国では一番北にあります。

しかも、自然や資源に恵まれ、このため、農業・林業・漁業、石炭産業では国内にあって群を抜いた生産力を誇っています。とりわけ、農業や漁業などは国際的に見ても見劣りしないほどです。北海道経済の将来を見通すとき、これらの「北海道産業」の可能性を最大限に生かしたプランを打ち立てることが重要です。

さらに、北海道には沢山の港があります。それらの中には、後背地を含めた地域経済の発展に大きな役割を果し、国内外に開かれた通商港湾としての期待を受けているものも少なくありません。港は、海と町、商業と農業・工業とをつなぐ経済の要所

あり、その活用と開発がもっとも望まれているものの一つです。

また、道内には十三の空港があり、東北、四国、九州を上回る数を有しています。現代を代表する交通機関としての航空輸送と空港の機能を最大限に生かした地域づくりや産業政策をすすめることが非常に大切です。

さらに、重化学工業の比重が著しく低い北海道にも、新しい技術革新の成果をとり入れることによって国内外に通用する先端産業の発展のチャンスが目前にせまっています。重化学工業の一定程度の導入とともに、エレクトロニクスやバイオテクノロジー（生物科学技術）を使った新しい産業の開発を期待することも可能です。しかも、豊富な道内資源を利用した地場産業の現代的な発展のためにも、それは有効なものです。

雪国の利点を生かした冬の観光や大自然の雄大さ、変化に富んだ湖沼海岸を中心とした通年観光など、北海道は多彩な観光資源をもっています。空港など交通網の整備や個性あるイベントの企画などによっては、国内のみならず国際的に開かれた北海道となる可能性をも有しています。

こうした大きな可能性が経済や産業の面で十分に活用され、それを道民生活の向上に結びつけることが北海道を未来に向けて切りひらいていく道だと考えています。そして、それを推進していくことが私の任務であり、道民のみなさんの課題であるとともに、今後の道政の使命であると確信しています。

四、新時代への三つの挑戦

(1) 新国際化時代への挑戦

今日の世界は、地域社会における経済や生活がかつてなく国際社会と結びついている時代であり、これに対応した積極的な政治姿勢、あるいは経済・社会政策が強く求められています。

わが国の産業は、軽工業のみならず重化学工業製品をも輸出しはじめたいわゆる中進国の追い上げや、一次産品を重要産品とする農業国などとの国際的な分業関係を迫られています。こうした中で、北海道は農・林・漁産物やその高次加工品、あるいは関連技術の輸出の可能性を追求し、また、地場の工業製品の輸出についても真剣に検討していかなければなりません。

国際的な観光地としての整備や、北方圏諸国や農業諸国の「情報技術センター」としての役割りをも果せるよう各種の条件整備をおこないたいとも考えています。

また、北海道は、鉱物資源を含む一次産品を産出し、かつ工業構造の高度化を一つの課題としているという点で、いわゆる発展途上国、とりわけ東南アジア諸国と共通の課題を持っています。従って、それらの諸国との友好をさらに深め、自治体としての交易・平和外交を積極的に展開することも重要と考えています。

東西・南北の合流点に位置する日本、その日本の中でも、ソビエトや中国東北部に近い北海道の「地の利」を生かし、エネルギー資源などの通商についても検討してい

きたいと思えます。

こうして、世界に開かれた北海道づくりを進めることが今後大切なことです。これらの取組みが国際平和と国際協力への貢献ともなれば、それこそ、道民の誇りとなるに違いありません。

(2) 経済自立化への挑戦

巨額の域際収支赤字(約二兆円)を少しでも減少させ道内各地域での産業振興をはかり、雇用不安を解消することが、私の「経済自立化」の狙いです。

道民総生産額のおよそ二割に相当する域際収支の赤字は道民みんなの知恵を絞って解消しなければなりません。赤字をそのまま放置すれば、財政への依存体質をますます強め、それだけ経済的自立は困難になります。

赤字解消の用途はまず、現在、黒字となっている石炭・農林漁産物や観光部門の一層の充実をはかることです。そのためには、一次産品の高次加工や観光のためのイベント企画など今日の技術水準や情報社会に即応した工夫を凝らしていくことです。

次に、赤字となっている自動車・電機(器)工業など主導的工業部門での立遅れを克服し、自然環境や立地条件を生かした先端技術産業化を促進していくことです。とりわけ、工作機械、精密機械など各種機械工業の導入と既設工業の先端化に力を入れなければなりません。

しかし、移出入のバランスが可能になったにしても、人口の道外流出を招いたり、地域的不均衡や雇用不安が解消されずにいるのであつてはなりません。地域社会の確立も資源を活用した地場産業、先端技術や情報システムをとり入れた地元産業の育成と発展が何よりも重要と考えます。

(3) 地域社会創造への挑戦

都市の人口集中は北海道だけの現象ではありませんが、それが過疎を生み地域社会の衰退をも招いている現実を私たちはこれ以上放置すべきではありません。

過疎は単なる人口の減少だけでなく、医療や教育をはじめあらゆる文化的チャンスに対する不平等を意味し、また市町村行政の機能さえ損ないかねないものです。不平等をなくし、公正な社会を目指す立場からも過疎の克服は急務といえます。

北海道はこれまで、開発政策の失敗や、都市や町村とのつながりが必ずしも十分でなかったため都市の成長が農山漁村の人口減少と産業衰退を促進するような構造すら生んできました。また、地域社会の中心都市としての役割りを果たすべき地理的条件を有している中核都市にあつても、その機能が弱いために周辺町村への波及効果を十分に発揮できない例も少なくありませんでした。

このような状態を克服し、都市と周辺の町村がまとまりのある地域社会を形づくるため、私は、「地域生活経済圏」の設定をはかる新たな政策が必要と考えています。

地場産業のほり起こしや、産業と街づくりの結合を通じた「村づくり、町づくり」の振興と、中核都市の機能の充実をいわばセットにした地域社会の創造をおこなう政策づくりを構想しなければなりません。

五、新時代への道民活力と知事の役割

北海道の基本構想は、私の未来予測ではありませんし、私だけの考えでもありません。道民のみなさんが共に考え、協力し合いそして実際に試みることを通して、初めて実現されるべきものです。そのための可能性がこの緑の大地にあることはすでにのべましたが、私は、この可能性を現実に変えるための条件整備に全力を挙げたいと考えています。

このような役割を果たすために、北海道知事は、二つの任務を遂行しなければなりません。一つは、新しい北海道が実現されるまでの間、数多くの難問に対して北海道と道民の政治的・社会的代表としてのリーダーシップを存分に発揮するということです。そのために、知事は、全道会議員や全国会議員、農業・漁業団体、経済団体、市民団体や労働団体など、北海道の政治力の結集の要としての役割を果たさなければなりません。農産物自由化が日米間の争点になれば、知事自らが農民の代表らとともにアメリカ（米）と交渉をする、漁業交渉が必要なソ連にも出かける、道民生活の向上に必要なら政策を要求する、あるいは北海道経済の発展をさまたげる国の政策変更があれば道民と共に行動をする、知事は何よりも行動的であればなりません。

一方で、知事は複雑な行政機構を不断に活性化させ、道民生活と北海道経済に有効に役立てていくのでなければなりません。それも、公正かつ効率的なものが求められます。知事は、行政体のトップ・マネージメントとしても重要な任務を負っているのです。

第一の政治的リーダーシップと第二のトップ・マネージメントとしての知事の二つの顔を総合し、科学的で合理的な行政を推進する姿勢も忘れてはなりません。また、市町村を基礎的自治体として大事にする立場に立って、北海道庁を、市町村の「連合事務局」として自ら位置づけ、とりわけ全道的に及ぶもの、地域生活経済圏にかかわるものについて総合調整機能の補完を行うものとし、このため、ブロック単位の市町村サミットや地域生活経済圏ごとの道民代表者会議、市町村サミットを開催し、そこに知事が参加する新たな制度をつくり出します。

道庁行政機構の活性化もまた重要で、北海道経済の自立化をはかり、国際化と地域生活経済圏の確立を促すうえで、今日の支庁制度が現在のままでよいかどうか、本庁機構は本当に機能的になっているかどうか道民と共に検討する仕組みをつくり、道自身が新時代へ立ちむかう機構へと変化しなければなりません。また、計画行政の名にふさわしい道行政を展開するためにも、自ら科学的な行政を追求するとともに新しい北海道の創造に主要な役割を果たす住民の代表（市民運動）や法人道民（企業体）と共同の情報センターの創設をすすめます。例えば「ボランティア情報センター」、「地場産業情報センター」などです。

しかし、どのように完璧な行政機構をつくっても、それを動かす「人づくり」が行われなければ、官僚行政の弊害を強めるだけです。ましてや新しい北海道の創造につながるべきでしょう。それを許さず、創造的な道行政を実現させるのもまた、知事と道民のみなさんの使命でもあると考えています。

北海道は、他府県にあるような伝統にしばられた因習のような「しがらみ」が非常に少ない土地です。それだけに、道民は、自由で闊達な気風が旺盛であり、新しい時代への挑戦には、何ものにもひるまない勇気を持ちあわせています。まさに、道民の

もつ活力です。

道民のみなさんと知事が気軽に語り合い、ともに行動する習慣ができていない現状を速やかに解消し、新しい時代に向けて前進していかなければなりません。

II、あたらしい北海道の創造

一、地域生活経済圏の形成

道民が希望と誇りのもてるあたらしい北海道を創造するためには、産業と生活が密接にからみあい、地域社会の土台の上に、いわば相乗的に発展しあうしくみをつくり上げていくことが重要です。

私は、地域の産業活動と地域生活との結びつきを可能とし、誰もが、どこにいても安心して生計を立てて人間的な生活を営んでいくための最低条件（ミニマム）を保障する地域的なまとまりとして、〈地域生活経済圏〉の形成を考えています。

地域生活経済圏とは

- 一、地場資源を利用した産業を中心とし、地域的循環を重視した産業が連関を有する地域複合型産業の形成。
- 二、福祉・医療・教育など生活の基本となる分野のミニマムが保障され、ライフサイクルに対応したケアやサービスを可能とする地域総合ヒューマン・システムの確立
- 三、都市と農漁山村との結びつき。とりわけ地域と産業の結合を通じたへまちづくり・むらづくりと複合機能都市の形成。

以上の三つを包み込んだ比較的まとまりのある地域的な圏域を想定したものです。

しかし、それは北海道をその平面において区分けするといったものではなく、あたかも五輪マークのように相互に重なりあい、影響しあうかたちとなるものです。

(一) 地域複合型産業の確立

〈地域複合型産業〉というのは、①今日の新産業革命の下で進行している「複合技術」の開発、実用化に着目し、②しかも、一次から三次までの産業分野を総合的にとらえ、その地域的関連性によっては異種企業、異種業種間であっても情報と技術の両面を中心にして「複合化」(コンプレックス)を図るというものです。

エレクトロニクスをはじめとする今日の急速な技術革新によって生まれさまざまな先端技術は、産業・企業的にみると、①高次加工・高付加価値化を実現しうる、②多様的で個性的な社会ニーズに対応した多品種少量生産を可能とする、③大企業だけではなく、高い技術力をもつ中堅・中小企業に有力であるなどの特徴を有しています。また、地域的にみても、①小型化・地域分散化を容易にし地域に必要な適正技術を提供する、②地場産業・伝統産業がもっている技術と結びつき易く、③「生活の質」を保障する地域サービスの高度化、システム化への応用が可能であるなどの利点(メリット)をもっています。

複合産業は、何よりも先ず、このような特徴や利点をもつ先端技術の積極的な開発・活用を伴うものです。このためには、先端技術の応用を可能にし、その地場との結合をはかる試験研究、情報提供に行政と企業・研究機関が一体となって取り組むことが重要となります。

このような「先端化」を前提に、従来の枠を超えた産業の「地域的複合化」をはかろうというのがここでの課題です。

例えば、漁業資源(魚、コンブなど)や農畜産物(トウモロコシ、牛、豚、鶏など)を加工素材とし、カマボコや缶詰、酒類やハム、乳製品などの製造を行ない、地場産品として道内外へ送り出し、あるいは観光と結びつけて地元で消費・販売したりする総合的な産業政策を地域ですすめ、産業や企業の複合化を実現しようというものです。これは酪農地帯に、漁業地帯に、あるいは両者が交錯する地域に形成されることになります。

このような「地域複合化」は、とりわけ販路の拡大、技術の共同開発、情報の管理などの面から実現されることになりましょう。それを着実に促すためには、先端技術の積極的導入に加えて、生産者の組織である農協・漁協や商工会議所などの団体の協力はもちろん、行政と民間(企業)とが一体となった推進体制を築いていくのだければなりません。また、近接する空港や港湾の整備・拡充をはかり、国内のみならず、広く海外に市場を開拓していくことが重要です。

(二) 地域総合ヒューマン・システム

生活についても、福祉や医療、教育、文化などに関する政策の「複合化」(インテグレーション)が、今日、大きな課題となっています。ともすれば行政タテ割的に、バラバラに行われてきた福祉と教育、学校教育と社会教育、医療と福祉、あるいは家庭政策と婦人政策などの総合化をすすめる、道民がそのライフサイクルに応じた援助やサービスが受けられるしくみを確立することが重要です。

一方、広大な自然空間や多数の過疎地域をかかえる北海道にあつては、地域的不均

衝や都市からの距離などが結果として社会的不平等や不公平をもたらし、就労や健康にかかる基礎的機能すら十分でないといった状況をいくつも生み出しています。このような現状を克服し、誰もが、どこにいても安心して暮らせる地域社会の確立をすめます。

例えば、医療について見ると、初歩的な一次医療については、地元の町や村で受けることができ、ある程度の治療や手術を要する時には、バスや鉄道で二、三時間程度で往復できるところにある二次医療を担う病院へ、また、大きな手術などを受ける場合は遠隔地にある三次（高次）医療の病院へかようといったかたちで医療施設が整備されているようなしくみを作るといふことです。この場合、お年寄りや障害者などに對しては訪問医療や専用バスなども合わせて検討されなくてはなりませんし、ライフサイクルに応じたケアやサービスを保障するものとは言えないこととなります。

このようなことは、教育についても同様に考えることができます。例えば、高校や大学教育について見ると、学校教育と地域生活が密接に結びつくような範囲に高校の通学圏が収まることが望ましく、地場や地域文化に関心のもてる教育が保障されることとが大切です。札幌市や道外に行かなければ高等教育が受けられないといった「大学過疎」の状況は、長期的に解決されることが必要です。このためには、どの学校に通っても格差のない学校施設や教育機器の整備が行われ、通学に欠かすことのできない公共交通機関の確保をはかることが重要となってきます。

また、「教育の機会均等」を真に実現するためにも、高等教育機関（大学）が地域の中に適正に配置されるときにも、開放講座や民間研究機関や行政との共同研究など地域に開かれたシステムとして生かさなければなりません。

地理的条件や地域的不均衡が原因となって生じる不公平や格差を解消し、ライフサイクルに応じたケアやサービスを保障する（地域総合ヒューマン・システム）の確立を図ります。

〈地域総合ヒューマン・システム〉とは、①行政と民間（道民・企業）が一体となって支えるものであること、②道民ひとり一人がそのライフサイクルに応じたケアやサービスを受けることができること、③しかも、それらのサービスやケアが一定の地域内において十分に保障されていることの三つを総合的にとらえたものです。

その実現のためには、福祉や医療、教育などにたずさわる人たちは勿論、地域における中小企業や商店会を代表する人たちの協力も欠くことができませんし、また情報化時代に即応した関連機器やシステムの活用も図っていくのでなければなりません。

（三）都市と農村の連合

——複合都市の形成とまちづくり・むらづくり——

地域生活圏を面でとらえると、それは圏域の中心機能を担う「地域中核都市」、町村と中核都市の中間に位置し周辺町村に対して中心的な役割を果たす「地域中心都市」および「まちづくり、むらづくり」をすすめる町村と三層構造をなしています。

北海道のように広域に及ぶ土地面積を有する地域にあつては、とりわけ、この三者の有機的なつながりが重視されなければなりません。

そのためには先ず、圏域の中では社会資本ストックが比較的大きく、人口増加基調を続けている地域中核都市に、圏域を代表する高次の都市機能、文化機能を整備充実することです。例えば、三次医療機能をもつ病院を配置するとか、卸売機能について域内循環を考慮した充実を図るなどを計画的にすすめることです。

地域中心都市は、人口が四〇五万程度以上の中小都市で、人口一〇万を超える中核

都市ほどに高次の機能は有しないものの、近接の町村に対して都市的機能を提供する都市として整備されることが期待されます。また地域社会の安定のために重要な役割を果たすものとして、その経済的安定化が強く求められています。

その他の地域中小都市や町や村は、「まちづくり・むらづくり」を中心に大分県の「一村一品」運動のような地域産業のほり起こしや「ふる里づくり」を展開し、経済と生活の同時的な確立を促しています。とはいえ、巨大な都市施設や高次のサービス機能まで地元にかかえこむのではなく、近接の中心都市や同一圏域内の中核都市との相対的な役割分担の中でそれらの機能を享受しようというものです。

畑作地帯のある村では、「二十一世紀を展望した村づくり」プランを立てるのに際して近接する中核都市およびその中核都市を中心とする圏域全体の将来的見通しの上に、自らの村の在るべき姿を構想しています。

このように、町・村——中心都市——中核都市の相互関連を重視し、それらを地域的な拡がりをもつ面として総合的にとらえたものが「地域生活経済圏」となる訳です。そして、それぞれの自治体が圏域における位置と役割を確かめ、産業と生活の両面において相互の連関性を強めていくことが、今後の地域政策および地域社会創造のための基本方向として追求されなければなりません。

二、交通・情報通信ネットワークの確立

道民の個人生活の中でも社会生活の中でも、交通・情報・通信分野が与える影響はますます重大になっています。

しかも、光ファイバー、デジタル化、ME（マイクロエレクトロニクス）、衛星通信など、技術の急速な革新は、こんご四半世紀ぐらいの間に、道民生活のすべての分野に

革命的な変化をもたらすものと推定されます。

行政も、これらの変化に大きく左右され、医療・保健、交通・清掃・下水などの住環境、公害、教育、その他一般事務にいたるすべての分野に公共サービスの革新の波が押しよせようとしています。こうした変化を積極的に受けとめ、対応していけば、

広域な北海道を、より効率的で公正な、希望のもてる地域社会にすることが出来ます。道内交通体系については、「安全・クリーン（省燃費）、静かさ（低公害）」に目標を置き、地域生活経済圏ごとの循環体系をめざし、将来的には、リニヤ式軌道やモノレールなどの高度交通体系実現を展望しながら、当面道民生活の利便性をはかるため、安全性の高い鉄道網の活用を重視します。

情報・通信の整備については「道民福祉向上、プライバシー保護・環境保全」の情報三原則に立って、当面は、情報格差の解消、福祉電話、有線放送の拡大などをはかり、今後、電々公社の手によって実施が目されている、光通信、デジタル、コンピュータなど先端テクノロジーによって開発されたINS（高度情報通信システム）の道内導入についても、積極的に検討をすすめます。

また、従来、放送局など情報メディア産業が弱く、文化情報体制が、東京などの「端末器」となっている状態を、克服するようはからなければなりません。

三、世界に開かれた北海道

北海道は、その地理的位置において「北方」に属するとともに、東南アジアに近接しています。私は、このような条件を経済、文化、政治のあらゆる面で生かし、「世界に開かれた」北海道を実現していきたいと考えています。

先ず、経済交流の分野です。「北方」に位置する北海道は、すでに、北国の文化や寒地技術の研究などについての国際的交流を行っています。これをさらに発展させ北海道でつくられた北方向け交通機関や機械の輸出を積極的にすすめる経済交流を盛んにすることが必要となっています。

また、北海道の風土が生み育てた農業用機械についても、広大な土地をもつ中国やアジアの農業国への輸出が期待されていますし、十勝の農機具メーカーの例のように既存の組立て技術を以って製造されたものが海外で利用されていることから、先端技術化に伴ってその可能はますます強まるものということができます。

文化交流の面でも、今日行われているウインター・スポーツの国際競技などを拡大し、夏季における国際スポーツ祭典の開催なども実現したいと考えています。また、冬季に「アジア音楽祭」など北国の風土を生かした個性あるイベントを表現します。

以上のような国際交流を、経済・文化の両面で推進するためには、道内にある港や空港の国際化をすすめ、その整備をはかつていくことが重要となります。また、国際的イベントの開催を行う文化施設の設置を行わなければなりません。

例えば、千歳空港の国際空港化を急ぐとともに、函館、稚内、あるいは中標津などの空港についてその国際線の開設を検討することも必要となってきます。また、支笏湖や大沼、阿寒湖などの景観と自然の中に「国際会議場」のようなものを設置することも考えています。

北海道は、米ソをはじめとする「東・西」が交叉する地理的条件に位置しています。平和と国際協調を願い、すべての国々との友好を願う立場から、米ソ首脳会談をこの北海道で実現することも、私のえがく夢であります。そのとき大自然の中の「国際会議場」が大いに役に立つにちがいないと信じています。

III、表情豊かな強い北海道経済の建設

日本をはじめとして世界の先進的経済地域の産業基盤は、これまで、電力などの大型装置産業から鉄鋼・セメントなど大型基礎素材産業へ、また、造船、重機械、自動車などの大規模加工組立産業へと転換・発展を遂げました。

いま、これは、急速に、エレクトロニクス、バイオテクノロジー（生物科学技術）、新素材（セラミックなど）など先端技術の開発によって可能となった省エネルギー・知識集約型地域産業に置き替えられようとしています。

これに対して、北海道経済は、これまで、つねに、後追い型発想と最終需要市場としての域から脱却することができず、今日なお重機械、車輛、自動車、耐久消費材などの加工組立産業の形成にさえ到ることができていません。

従って、高度な産業構造をつくりあげていくに当って、中長期的な先を見通した産業政策を立てなければなりません。一つには、北海道経済の基盤産業である農・林・漁業、地下資源、基礎素材、観光など各産業間の連関と高度安定化を目標とし、いま一つには、近未来に世界の先進地域と肩をならべうるような省エネ・知識集約型産業の建設を展望します。

この二つの課題を同時的統一的に解決するため、当面の目標は加工組立産業を地域生活経済圏単位に立地することが必要です。

このことは、在来の、単品種大量生産工場方式にこだわらず、現代の技術の進展に

合わせて、ロボットやNC工作機械（数値制御方式の自動工作機械）を組み合わせて駆使するFMS（フレキシブル・マニファクチュアリング・システム）例えば省力型工場）を採用することによって可能となります。一つの生産ラインから、多様な製品をも造りだすような多品種少量生産システムの中小規模の企業の設立をはかるわけです。

このことは、市町村が渴望している地場産業振興にとって技術的な面で優利な条件といえますから、地場産業に対する住民の合意をはかり、経営主体（主な資金、ノウハウ、経営者、雇用者など）が整備されていけば、地域産業開発としての実現性もつてきます。

しかも、新技術・新製品自体が、省エネ、知識集約型であり、無公害であり、その生産にかかわる技術者・研究者も、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑など、頭脳労働にふさわしい環境を求めます。また、新技術の導入は常に新しい業種を発生させます。その稼働を保障するソフト技術（例えば注文服の型紙発案、コンピューターのプログラムなど）は、無限に拡大し、その分野で雇用が拡大し、住・職・学・余暇隣接の環境条件がでまがりまます。

いま、そのような環境が残されている地域は、いわゆる「過疎」市町村ではないでしょう。しかも、これまでの過疎地域振興政策もあって、温水プールや図書館などの文化設備や保養ゾーンの整備、道路など交通条件も整ってきています。「過疎」市町村は、こんごとも環境整備をすすめ、道をはじめとする関係方面と協力して、「頭脳」「技術」移入をはかることによって、新しい型の産業立地のための適地になることができます。

一、加工組立産業

① 家庭生活の必需品である加工食品、被服、身廻り品、また、電器機具など耐久消費材の加工組立工場を、身近かに立地するよう関係方面とはかり、合せて、新素材や技術革新の成果を吸収し、「ハイ・ファッション、多嗜好性」の衣・食・住産業としての振興をはかります。

② 現在、クリーニング、営繕などの家事労働サービス、スポーツ、外食、ホテルなどの余暇サービス、視聴覚、文房具などの教育サービス、OA、ガードマンなどの企業活動サービスなど、各種サービス部門が急進展しています。これらに関連する加工組立製品の大部分が、道外からの移輸入になっている現状を改め、これらの道内製品化を関係方面とはかつてすすめます。

③ 道内農・林・漁業に必須とされるトラクターや海底洗耕機などの機械、また、サイロ、冷蔵施設等の装備などの大部分は道外完成品に依存しています。これらの地域加工組立工場の設置をはかり、合せて、需・給両者による技術改良の場の設定に努めます。

④ 道内産品を生食、木材など素材利用型にとどめず、高級家具・楽器などの工芸品、皮革クラフトなどの加工工芸産業に高め、純度の高い澱粉を大量に必要とする微生物

物培養産業や、生命・遺伝子操作技術を含む種子産業など高度加工利用型に発展させます。

⑤ 車輛、自動車タイヤ、重電機、建設用機械など、加工組立用機器類それ自身が、道外からの移輸入に頼っている構造を改革し、道内自給率を高めるよう、関係方面とはかりすすめます。

⑥ 「残飯の飼料化」「廃獣の肥飼料化」などの実績を拡大し、生活・産業両廃棄物処理について、「無公害・リサイクル」加工整備を、道内で組立生産し、発電や鉱滓滓利用の新材や工場廃棄物と大量に排出されるフェライトの再生による磁気タイル生産などはかりすすめます。

二、先端技術産業

① 電々公社が、今後二十年の間に全国普及をめざしているINS（高度情報通信システム）は、道内の産業や生活などのあらゆる分野に大転換を与える内容をもっています。その衝撃を緩和し、より良い状態で導入をすすめるためにも、その実験地域を道内に誘致し、その成果と問題点を明らかにするとともに、その関連の情報産業（放送事業を含む）の育成にもつとめます。

② 国鉄のすすめている「低公害鉄道・吸引式常電導磁気浮上方式（リニア軌道）」が有

人実験に成功し、十数年後の実用営業化が見込まれています。

現在、宮崎にある実験トラックが不十分ですので、新実験トラックと鉄道技術研究所分室や通産省のプロジェクトに予定されている懸垂式モノレール研究・実験線などの誘致をはかり、高度交通体系関連産業の育成条件づくりをすすめます。

③ 電気自動車、QSTOL（低騒音短距離着陸機）、悪天候に耐える大型ジェット飛行艇の開発がすすんでいます。それらの実験飛行場（水面含む）と研究・組立て施設などの誘致をはかり、合せて、航空・宇宙産業への足掛りをつくります。

④ 新素材産業は、無機材料から、電気特性、精密性、耐食、耐熱、耐熱衝撃、高強度などの特性をもつニューセラミックスを生産し、新材材、整形・脳外科・歯科などの医療品、エンジンなど産業機械用、IC・LSIなど電子工業用に供するものです。超高純度アルミナ生産などを含めて、研究・開発機関とともに、産業の立地をはかります。

⑤ 生活、産業両部門にわたって、今後のエネルギー利用は、第二次化（電化）、ソフト化、新燃料化などがすすみます。石炭液化、地熱、水力、風・波力、太陽光熱、バイオテクノロジーなどの高率利用技術の道内定着、水素燃料、燃料電池発電などのプロジェクトについて、道内誘致をはかり、エネルギー関連産業の基礎条件づくりをすすめます。

三、地場産業

- ① 地場産業の定義は確定していませんが、ここでは、同一市町村域（Ⅰ地元）に、大略、つぎの要件が認められる産業を指すこととします。①立地場所、②経営主体（主な資金・ノウハウ・経営者・雇用者など）③生産品の性格が一次的なものであること、④地元で一定の愛好的購買層があること、⑤可能なかぎり原料が地元産素材であることなどです。地場産業は、町づくり・村づくりの基本となるものです。
- ② 地場産業として、大略、つぎの業種を推進します。①トバ、ルイベ、寒天、凍み豆腐、氷餅など寒冷地域条件を利用した食品加工業、②北海道開拓移住時に携行した郷土食に関わる食品加工業、③同様に汁器具類製作業、④郷土芸能・祝祭伝統行事に関わる加工品（衣装・工芸品など）、⑤アイヌなど先住民族の衣食住・祝祭伝統行事に関わる加工業、(同上) ⑥その他、地元素材を利用・工夫した衣・食・住・余暇関連の加工組立業（文房具・体育器具・遊具・新素材建材・装飾具・楽器など）⑦特許ノウハウ、商標登録製品などの開発をおこなうソフトウェア業などです。
- ③ 地場産業立地に対して、創業時期の負担（土地・設備・技能・金融・税など）の軽減ならびに取引環境（原料仕入・需要開拓・運転資金など）の整備についての地元協力体制の確立を、道の立場からもはかるため、「地場産業振興条例」（仮称）を制定し基金制度、技術情報センターなどを整備します。

- ④ 地場産業が成功するためには、まず、経営主体の絶えざる強化（品質向上、技術改良、財務内容改善、従業員向上など）が、第一に求められます。第二には、なんといつても、販路の確保を欠かすことができません。販路は第一に地元です。地元住民に愛着されない地場産品はありませんし、持続性がありません。第二の販路は「地域生活経済圏」内ですが、ここでは、その内部の住民とともに、観光・滞在・滞在などの生活の質的向上（物的なものをはじめ精神的満足感も含む）に貢献できるものでなければなりません。それは、例えば、鮮度の高い食品とか、現地にしかない景観のきめ細い保全とかですし、加工食品の場合も、独自の調味料の開発や調理法などが工夫される必要があります。

道としては、圏単位で、需・給両者の緊密な結合をはかるため関係各方面の知恵を持ち寄ってもらい、産品の展示やテスト、交易や特許などの事務、技術情報などの収集、交換、提供、研修・イベントなどの設備と機能をもった開放的な「地場産業振興会館」（仮称）の設営をはかり、かつ、産品コンクール、即売、取引などを含み、かつ芸術性と娯楽性に富んだフェスティバルを折り込んだ、定期的なイベントの開催を推進します。

- ⑤ 地場産品の圏外市場の開拓は、地元性の高い特産品の性格からしても、大量に、どこにでも、いつでも売りたいという指向は、正しいとはいえません。むしろ、通信注文制とか会員制とか得意先方式などの限定販売方式が妥当です。といっても、この方式自体が積極的に宣伝され、顧客の獲得と連絡体制などについて万全のとりくみが欠けてはなりません。

これを「メイド・イン・ホッカイドウ」「バイ・ホッカイドウ」（仮称）運動と

して、通年的にとりくみます。

四、農 業

①北海道農業は、自然の変動や経済的变化に、強く影響を受けやすい体質になっています。農業の国際化が進むなかで、それらに対応できる体質に変えて行くことが必要です。

そのためには、第一に、各地域の条件を生かし、特色ある農業を作り上げることです。

第二には、品種改良・農業技術の開発に積極的にとりくむことです。そして、その成果を普及、活用する「情報・普及システム」を確立します。

このために、試験研究機関の整備と拡大を行い、大学における研究との結合を強めるようにします。農業改良普及所に研究、人材育成機能をもたせ生産者とのつながりを深めて行きます。

すでに、てん菜種子の輸出が始まろうとしています。種子・果実などの農産物ははじめ農業技術の輸出の可能性を追求し、北方圏諸国などの輸出を通して、国際交流や域際収支の改善につとめます。

第三は、新しい時代が要求する施策、投資のあり方を検討し、農業投資の方向と補助金制度を見直します。

水田を中心とする田畑輪換を可能とする投資・基盤整備や更新を必要とする畑作・

草地への投資を行い、おこなわれている土地改良についての調査を実施し、国の土地改良計画に組み入れさせます。

補助金制度を見直して利子補給と長期・低利の融資制度にできるだけ切り替え、

市町村の自主的施策を促し、無駄を省きます。

第四は、それぞれの経営では専門化が行われていても、畜産と耕種部門が結び合うことです。

輪作経営がむずかしいところでは、土地の交換経営や労働力を利用し合うことによつて、地力を高め、所得を確保できるように「地域複合農業」をめざします。

第五には、経営費を下げて所得の向上をはかることです。

すでに多くの市町村で農業協同組合が中心になつて進めている農業機械の利用刷新運動などを土台にして農業機械ステーションに発展させ、国に対しても農業機械銀行の設立を求めます。

また、農業施設のリース制度を作つて生産者の投資の軽減をはかります。

② 農業の加工工業化を進めるため、食糧備蓄と結びつけた「食糧コンビナート」を建設し、安全・美味・栄養価、価格の面で優位性を発揮し、市場進出をつとめます。地域複合農業を土台にして、農業の加工工業化、農業関連産業、バイオ・インダストリーを結合した農村型複合産業の形成につとめます。

こうした新しい農業関連産業を開発するため、大学、各試験研究機関と連携して「農業先端技術研究」ととりくみます。

五、林業

- ③ 今後の地域社会は、単一の産業だけでは成り立ちません。地域内の産業連関、農村と都市の連携が強く求められています。道内の農村の多くは、離農の激増によって農業の生産性は向上しましたが、青年が去り、農村の社会的機能は喪失しました。農村型複合産業は、農村の再生と都市的機能を誘導することをめざしています。この場合、農業協同組合の生産―加工―販売にかかわる組織力と社会的サービスの機能を活用することが重要です。保健所の機能を拡充し農民の健康管理と増進、農休日制度の確立、農民年金の婦人への適用を国にもとめます。農民の学習、研修のシステムの確立、農村青年、農業後継者の海外交流、教育機関の整備、文化施設の拡充などにつとめます。
- ① 北方森林を育成し、品質の高い木材を生産するため、森林全体を保護する機能をもつ広葉樹を自然条件にそくして育成します。
- ② 置戸や音威子府などで努力されているような木材の産地と加工地の一体化のために、生産・加工圏域化をすすめる、技術・デザイン・市場などの情報整備や見本市、商談会、取引事務など共同化をはかり、合せて、木工、家具、金具、接着剤などの生産を結合した木材加工の複合化をはかります。

六、漁業

- ③ 留辺藪などで工夫されているカラマツ材の利用を促進するため、パルプ利用に援助するとともに、公園の遊具、山の家、学校など公の施設にカラマツ材製品の積極利用をはかります。
- ④ 森林・木材の植林育成計画と、その労働計画との結合をはかり、山村地域の雇用の安定と拡大、労働条件、機械等の改善を行い、職業病などの発生を防止します。
- ⑤ 富良野など各地ですんでいる森林を通じた緑の教育を取り入れるため、学校教育林を作り、また、森林と道民の日常生活との一体化をはかるため、森林の中に遊歩道、野外活動施設、山の家、レストハウスなどをつくる従来の保養ゾーンづくり政策を拡大します。
- ① 漁業振興のため「漁業経営安定条例」を創設します。この条例では、漁家経営を安定させるため、十ト以上漁業の協業化、余剰設備の活用制度の創設、負債整備対策などを行います。
- ② 佐呂間、猿払などで成果を上げている育てる漁業や沿岸漁業の振興をはかるため、五つの海域に既存の施設を利用して「漁業振興センター（仮称）」を設置し、各海域に見合った「資源管理型漁業地域振興計画」を策定するための試験・研究を行い、その研究成果をもとにして、市町村、漁協、漁民団体、漁業振興センター代表の参加によって「漁業実施計画」を策定します。

- ③ 稚内、函館、釧路、根室、網走などの水産中核都市について、造船、漁網、漁具、漁船機械器具の製造、水産加工を複合した水産複合都市としての機能を強めます。
- ④ サケ・マスの養殖の日本沿海での拡大をはかるとともに、漁法・漁場探索などの最先端技術の海外への援助を通して北海道漁業の国際的理解を得るようにつとめます。
- ⑤ 漁業の国際化に対応し「国際海洋大学」を国立もしくは国連大学の一部として道内に設置し、国際的漁業資源の開発と管理、漁業技術の国際交流・開発途上国からの研修生の受け入れを行います。

七、商 業

- ① 道経済が大幅な入超構造になっている原因の一つは、元卸機能が微弱なところにあります。これまでの道内卸売業が、在庫・仕入機能中心の型であるものを、独自の情報力を持ち、イベントや商品の企画・開発の機能を持つものに、早急に強化していくために、関係方面の頭脳を結集し、物流・商流を含む「総合流通情報センター」(仮称)の設置を、地域生活経済圏に対応して、すすめます。
- ② 大規模小売店の進出については、地域商工業、消費者組織に対して、一定の売場面積の提供(例えば、定例的朝市や地元特産品コーナーの提供)や商品の地元製品

化などに関して、また道外系列店での道産品販売に関して協調を整えることを最低条件に共存共栄をはかります。

- ③ 中小規模小売店の振興については、経営意識の改善や個性化、魅力化など事業者自身の努力に関わる分野、ショッピング・モールや共同駐車場の建設や、ふるさとづくりなど話題性のある商店街活動など共同・協業作業に関わる分野、事業者福祉、後継者づくり、専門的指導体制の確保、金融・税制対策など商工行政に関わる分野など多岐にわたる施策が求められています。商店街振興組合、商工会、商工会議所をはじめ、業界、金融機関、指導機関、行政機関、消費者組織などによる協議体制の設置、充実をはかります。

- ④ 小規模店の経営改善、業種転換などの相談、診断、指導などに関わる商工会などの経営指導員などの増強(身分向上を含む)や、巡回相談体制の強化などの内容充実を積極的にはかります。

- ⑤ 道の需要品購入に関して、地元小規模店に門戸を拡大するための方策について、関係方面と協議し、確立し、合せて、市町村、国などに公共団体に対しても、協力を要請します。

- ⑥ 貿易を希望する人がだれでも、気軽に相談できる窓口を、市町村単位に配置できるようにはかり、貿易業務取扱機関を、需要度に対応して積極的に設置します。

- ⑦ 道外、国外に、交易・文化交流活動の拠点づくりをすすめ、道産品の輸(移)出

と域外商品の輸(移)入のバーター取引条件の整備をはかるため、道内本店の金融機関の支店地域に、「交易・文化センター」(仮称)の設立をすすめる、各種見本市・商談会・講演会・イベントなどの調査、参加、開催をおこない、貿易の、質的向上と量的拡大をはかります。

八、サービス業

① 個人生活ニーズの多様化、個性化、社会生活の複雑化、産業活動の高度化などにもなつて、従来になかった様々のサービス業が企業として、また個人経営として登場し、こんご、さらに増加する傾向を示しています。

また、サービス業は、人間社会のあらゆる分野に密着しており、その量的な拡がりや質的な内容の高低の度合は、人生の内容やまちづくり(人口対策など)や産業立地に多大な影響を与えます。

しかし、人口集中地区や大都市に集まる性質をもっていることから、道民生活にかかる文化的格差を地域的に拡げる結果をもたらすおそれがあります。これを是正するため、市町村単位、地域生活経済圏単位など、一定の地域内ごとに、バランスのとれたサービス業が立地できるよう、関係方面とともに、調査研究をすすめます。

② 企業経営の場合は、これまでの商工政策によって対応できるものがありますが、個人経営のサービス業は、その自立的基盤が必ずしも十分でないなど様々の困難を

かかえており、その経営確立のために、当事者を含む関係方面とともに、協議し、対策の方途を立てます。

③ 当面、市町村単位でのサービス業の実態把握に努め、連絡事務、経理事務、文書事務など、共同化、協業化できるものについて、便宜供与をはかるなど関係方面と協力してすすめます。

九、金融

① 中小企業金融機関の地元密着配置をすすめる、金融保証体制の拡充のため、農協・漁協・生協などとの協力関係成立につとめます。

② 商工店従事者の労働時間の短縮をはかる自動販売器の設置や店舗の改善などの研究をすすめるとともに、有効性のある手段採用に際しての融資制度をつくります。

③ 従来の企業振興に関する補助金制度については全面的に検討を加え、可能なかぎり、効率性のある融資制度に再編成します。

④ 道内外の金融機関が個別に設置しはじめている「地場産業育成融資」制度、道の同種補助金、融資制度、ならびに、大規模小売店、農協・漁協・生協などの金融能力などを効率的かつ大型に運用(例えば債券の発行・引受けなど)し、道内の知識

集約型加工組立企業を育成するために、「協調融資シンジケート」（仮称）の設立をはかります。

十、エネルギー

① 北海道は、石炭をはじめとして、本州府県には見られない豊富な地域エネルギー資源に恵まれています。当面は、石油に依存することは、やむをえません。が、地域エネルギーの開発とその利用に積極的にとりくむことにより、エネルギー供給の多様化をはかることが可能です。小規模、分散型の地域エネルギーの供給システムを確立し、地域産業や道民生活に役立てます。

② 電力は、豊富な埋蔵量をほこる道内石炭を利用とした石炭火力発電所を主力とし、産炭地立地を原則としてその増設をはかるとともに、地域ごとの小水力発電や他のソフトエネルギーと廃熱回収による熱供給の利用などで供給を調整し、新規の原子力発電所の建設は規制します。

泊原子力発電所については、安全性を第一に考え、情報公開の原則にたつて、厳格な条件整備を求めます。核廃棄物処理施設の道内設置については反対します。

③ 現有炭鉱の炭鉱間格差の解消、経営基盤の改善・安定、鉱命延長に国と協力して積極的にとりくむとともに、労働環境の整備・改善につとめます。

④ 現行の石炭政策の改善・充実と石炭関係予算の充実を国に強力に働きかけるとともに、天北・釧路をはじめとする新鉱開発と閉山地区の再開発を促進します。

⑤ 国との協力のもとで深部開発技術など石炭採掘に関わる保安・生産技術の向上をはかるための研究機関の新設、炭鉱技術者養成機関の新設を促進します。

⑥ 石炭の利用技術の拡大（ガス化・液化・COM混合燃料など）、石炭低カロリー化複合サイクル発電システムのパイロットプラントを設置し、石炭の利用・開発につとめます。

⑦ 石油代替エネルギーとして、太陽・風力、波力、地熱、中小水力、バイオマス、廃熱廃棄物エネルギーなどの地域エネルギーの開発にとりくみ、エネルギー供給の多様化をはかり、道民生活と地域産業につないで行きます。

⑧ 省エネルギー政策をさらに強化します。このため、産業部門については、エネルギー使用の合理化のため民間と協力して情報提供、診断指導事業をおこないます。

⑨ 冬の生活をかかえる道民にとって家庭用エネルギーは、たいへん大きな問題です。このため、省エネルギー暖房機器の開発、製造、住宅用などの高品質断熱材の開発普及、集合住宅、学校、保育所などの公共施設には、ソーラーシステムなど地域エネルギーを開発利用します。

とくに、省エネルギー住宅の建設、改良に対応できるように住宅資金制度の改善をはかります。

- ⑩ 資源の多様化、輸入先の多元化と国際間の平和友好関係促進のため、ソ連極東州の天然ガスをはじめ、北方諸国のガス・石油・石炭などの導入を促進します。
- ⑪ また、北方地域におけるエネルギー利用に関する情報交換、技術交流、資源開発や需給問題の調査・協議などの促進につとめます。

十一、観光産業

- ① 観光産業は、単に余暇時代への対応ばかりでなく、第一次産業から第三次産業まで関連し、地域経済への波及効果が広く、また雇用効果も大きい産業です。観光予算を大幅にふやして産業としての観光に力を入れます。
- ② 国際サミットの開催など、さまざまな国際交流ができるように、国とも協力して、自然公園の中に国際会議場を設置し、世界に通用するリゾート作りにつとめるとともに観光の国際化をはかります。また、空港の国際化と併行して、世界各国に対する北海道のPRを積極的に展開します。
- ③ 道内各地域の産業・自然・文化・歴史と結びついた特色あるイベントの創造に援助し、観光開発につとめます。
- ④ 単一的な観光地ではなく、魅力ある多様で複合的な機能を持った観光地づくりを

すすめます。

- ⑤ 行政と民間が一体となった「北海道観光公社（仮称）」の設置を検討し、市町村の観光産業開発のために、長期・低利の融資をおこないます。
 - ⑥ 子供から大人まで、北海道各地域の自然・歴史・産業・文化などにふれ、「する観光」「遊ぶ観光」「調べ、学習・体験ができる滞在型の観光」ができるような施設を整備します。
- 観光客に対するホスピタリティの精神を高める運動を展開します。

十二、開発計画

- ① 現行の道発展計画の見直しをすすめて、新しい時代にふさわしい地域計画の作成をおこないます。
- また、国の新北海道開発計画についてもその総点検を迫り、道民の声を反映した計画の練り直しを求めます。
- ② なお、苫小牧東部地区の工業開発については、その誘致産業の内容等について見直しを行い、さらに千歳・恵庭臨空工業地域との関連を考慮しつつ、その推進を図っていきます。

また、増大する金利負担については、国の責任により解消するよう、強く働きかけます。

③ 石狩湾新港については、小樽市など周辺市町村との関連も重視しつつ、その充実整備につとめます。

④ 道都である政令都市・札幌については、全道的な視点にたち、緑あふれる街づくりと快適な機能都市としての整備を、札幌市長と話し合いをすすめるなかで推進します。

IV、生活者の心がかよう 人間らしく生きぬく環境づくり

(一) 総ての道民のみなさんが安心してくらせる北海道を創り上げることが、道政に課せられた使命です。そのためには、北海道全体の経済や枠組みをしっかりと育つて上げていくことが何よりも大切ですが、同時に、お年寄りや子供たち、病人や障害をもった人たちに対して思いやりと責任のある「あたたかい道政」の実現をはかつていくことが重要です。

北海道にはいま、およそ一六万人の障害をかかえた人たちが住んでいます。行政は「障害」そのものを無くすることはできませんが、これらの人たちが受ける多くの「社会的障害」をとり除くことには協力することができます。それも、ひとり道のみならず、障害をもつ人、もたない人みんなが一緒になつてとりくむものでなければなりません。

お年寄（六五歳以上）が北海道の総人口に占める割合は八・一％で、全国（九・一％）よりも低くなっていますが、過疎地にあつてはもつと高く、しかも高齢化が着実に進行しつつあります。こうした傾向にそなえて、これまでのように単なる老人対策をおこなうにとどまるのではなく、医療や福祉事業、さらには交通や都市開発を含めた総合政策の展開が必要となつており、道政として本腰を入れた対応が求められています。そのためにも道政は、これまでの施策の不十分さを点検し、その総合化を図ると

もに、自ら率先して、人間の原点に立った新しい発想や望みを汲み上げ具体化する努力を怠ってはならないと考えます。

(二)真の「豊かさ」とは、日々の生活をうまく「乗り切る」といったものではなく、自然に育くまれた健やかな生活環境、スポーツやレクリエーションなど十分な余暇生活の享受、あるいは文化や芸術に対する愉しみといった「生活の質」が約束された状態のことだと思えます。

広大な大地と豊富な自然に恵まれた北海道において、道政と住民が一体となって努力を行えば、「生活の質」を高めていくことは十分に可能なことです。

また、文化やスポーツに関する道民の関心が高まっています。とりわけ、婦人の社会参加の進展とともに民間を中心とする文化教室の開設や大学等を使った開放講座の実施がおこなわれてきており、急速な増加傾向を見えています。あるいは、ママさんバレー・チームやチビッ子のスポーツ・チームも増大し、身近にスポーツ施設を求める声が強まっています。道政は、これらの希望や声に応えていかなければなりません。

そのためには、各種の社会施設やスポーツ施設、あるいは図書館や美術館などを各所に計画的に配置していくことはもちろん、それらの施設を道民の活動の拠点としてそれぞれの地域社会に見合った個性あるサービスと情報の提供をおこなっていく必要があります。

また、北海道の風土に根ざした文化や芸術を発展させ、国際化時代にふさわしい広がりや厚みをもった創造活動として活発にさせていくことが大切です。

(三)新しい道政が最も大事にしたいことの一つに教育の問題があります。新しい時代にふさわしい北海道を実現するためにも、次代を担う若者たちが、たくましく、健やかに育っていくことはとても大切なことです。

行政が行うべき教育条件整備の基本は、道民が現代の水準に見合った教育——例えば近代的な設備、専門的な知識のもとでの教育を受けられること、道内のどこに住んでいても均等な教育の機会が保障されること、多様な教育機会を自由に利用し、自主的に選択できるようにすることなどです。そして、北海道の未来をリードするたくましい若者たちを育てるために努力することです。

しかし北海道は広大な土地を持ち、全国一の過疎地域となっていることが大きく作用して、教育条件に関する整備が必ずしも十分ではありません。また、都市、とりわけ道央圏に施設等が集中するなど地域格差が大きいこと、大学や各種学校の数が少なく、社会教育のチャンスも充分でないこと——などを挙げることができます。道政は、これらの不十分さを補い、遅れや格差のない、文字通り自由な教育の場を創り上げていくのでなければなりません。

一方、「豊かさ」の背後で、いま教育の問題が道民や道政の最大の関心事になろうとしています。学習塾等校外教育の増加をはじめとする教育の「量」の増大の一方で、登校拒否、校内暴力、あるいは少年非行の発生率が年ごとに高まっています。しかも、非行年齢の低学年化がすすみ、いまでは高校進学をひかえた中学生にもっとも多くなっています。たくましい人間を育てる教育の実現に私たちは成功していると言えるでしょうか。新しい道政は、このような教育問題に、「健康で、心のやさしい子供」に育って欲しいと願う父母たちの気持ちを汲み取り、子供たちの現実を見つめ、行政と住民が一体となつてとりくんでいこうと考えています。

④ 私は、今後実現すべき「あたたかい地域社会」の基本理念として、次の三つを掲げ、新しい北海道づくりにとりくみます。

①文化の時代にふさわしいニーズの多様化に対応し、住民の一人ひとりがその希望を十分にかなえられる社会。

②年齢、性別、障害の有無による差別や地域的格差に伴う不平等のない、バランスのとれた公正な社会。

③お年寄りや障害をもった人々を含め、すべての道民が社会の一員として地域活動に参加することのできる社会。

北海道の可能性を生かし、道民のみなさんと、市町村や道が一緒になって、このような地域社会を創造の展開します。

一、福祉

① これからの福祉は、いわゆる障害者と健常者が一緒になって居宅生活や地域生活を送ることができ、かつ差別や偏見のない福祉意識を大切にする社会づくり（ノーマライゼーション）を基本にとりくみます。

② 福祉の日常化（ノーマライゼーション）と地域における人的資源の活用、あるいは福祉への道民参加をうながすために、ボランティアの育成、活動の活発化をはかります。

③ 現代社会にふさわしい高次のサービスやケアを保障するため、福祉にかかる技術

や情報・システムの開発、利用促進に積極的にとりくみます。

④ より充実した福祉の確立をはかるためハンディキャップを持った人たちの参加のもとで、マン・パワーの確保を含めた「福祉総合計画」の策定をおこないます。

〈障害者福祉〉

① 障害者のためのケア付き住宅の建設をうながし、また道営住宅における整備をはかります。同時に、障害者が居宅生活にあつて必要とする介助器具の提供などをおこないます。

② 障害をもつ人びとが、あたり前の日常生活をおくることができるように街の構造などを組み替えていくことが必要です。このため、都市構造、施設機能（ケア付住宅など）、介助器具に関する工学的研究および開発をすすめる、製造技術の提供や情報サービスをおこなう「ノーマライゼーション研究センター」の設置をはかります。

③ 障害者が自主的にすすめている「生活圏拡大」運動に応えるため、広く福祉のまちづくりをすすめる、福祉施設については、各種の市民施設や学校などとの隣接・併設などを中心とする、「ノーマライゼーション・エリア」づくりにつとめます。

④ 理学療法士・作業療法士の養成を急ぐとともに、言語療法士の確保をはかるなど福祉関連専門技術者の充実につとめます。また、施設等のいわゆる福祉経験者の専門技術者化の途をひらく制度の検討をおこないます。

⑤ 既設の道立病院の中に「総合療育センター」の機能を持たせるなど医療と福祉を統合した高次のケア・サービスの充実をはかります。

⑥ 障害者の雇用保障を促進するため、「心身障害者職業センター」の機能充実をはかるとともに、民間と協力して小規模授産施設の増設をすすめます。

〈高齢者福祉〉

① 老年寄りが自宅で援護を受け日常生活が送れるよう在宅福祉の充実につとめます。とりわけ、老人家庭奉仕員（ホーム・ヘルパー）を大幅に増やし、その派遣事業の拡充につとめます。

② 恒常的に医療介助を必要とする在宅老人や老人病院等から退院した老人のために医療、看護婦、介護人らが居室まで出かけて医療サービスをおこなう「訪問ホスピタル・サービス事業」をおこないます。

③ 養護・特養老人ホームについては、入浴サービス、食事サービス、家族介護教育などのデイ・サービスをできるようにするとともに、短期入所機能（ショート・ステイ・サービス）やリハビリ機能・医療機能の充実をすすめ、地域における中核的な複合老人福祉施設として整備します。

④ 軽費老人ホームや老人福祉センターを老人の社会活動の拠点として位置づけ、民間法人との協力のもとに、その施設機能の充実につとめます。

⑤ 高齢者に就労の機会を提供する「シルバー人材センター」の結成促進や適職の開拓に力を入れ、高齢者雇用の確保をはかります。

⑥ 高齢者のいきがいくくりとともに地域社会への貢献をうながす老人クラブなどの自主的活動を促進します。

〈児童福祉〉

① 婦人の職場進出などにもなつて、保育所への需要が一段と強まっています。保育所の施設格差および未施設地区の解消をはかるとともに、保育内容の充実をはかるとともに市町村との協力を強めます。

② 保母の確保、保父の養成など保育に係る「マン・パワー」の充実をはかり、統合保育など多様なニーズに応えられる保育施設の整備拡充をすすめます。

③ 夜間保育、長時間保育、乳児保育、一時保育などの実施、充実のための体制整備をおこなうことを目標に、関係機関や住民代表などの参加による「保育計画検討委員会（仮称）」を設置し、「保育機能の充実のための長期プラン」を策定します。

④ 家庭と児童、学校と児童、そして社会と児童の結び環としての児童相談所の機能充実をはかり、相談内容の多様化、対象児童の変化にともなう相談業務の高度化に対応しうる総合的な相談機関として整備します。

⑤ 家庭の損壊が増えている今日、乳児院や養護施設、里親制度の充実が強く求められています。乳児院の増設や里親数の拡大、あるいはヨーロッパにみられる「グループ・フォスターホーム」の制度化を検討します。

⑥ 児童館や児童文庫、学童保育や遊び場の確保など、子どもたちがのびのびと育つていく環境づくりにつとめるとともに、チビッコ・スポーツ・チームやチビッコ発表会などのとりくみを積極的にうながしていきます。

⑦ 障害をもった子供が地域社会の中で共に学び生活できる環境づくりにつとめます。

〈母子・父子家庭〉

- ① 単親であることから来る社会的ハンディキャップを克服するため、とりわけ就労対策と家庭機能の充実をはかります。
- ② 父子家庭については、育児と就労の狭間にあつて家庭崩壊を招く例も少なくないことから、家庭奉仕員（ホームヘルパー）の派遣や一時保育の実施等、とりわけ家事・育児にかかる援助を充実します。
- ③ 母子家庭にあつては、父子家庭と共通する社会的困難に加えて、就労・健康などの面でも大きな困難を抱えており、健康管理と働く場の確保、開拓につとめます。
- ④ 様々の社会的困難をかかえる母子・父子家庭のための総合相談機能の充実をはかるとともに、「片親」であることから来る社会的偏見を克服する啓蒙活動を推進します。

〈ボランティア〉

- ① ボランティアの育成強化をはかるため、地域生活経済圏ごとに、福祉に関する研修、情報の相互提供、福祉関連図書展览展示などをおこなう総合的な施設機能を整えた「ボランティア・プラザ」を設置します。
- ② 地域に根ざしたボランティア活動の拠点となる「ボランティア・センター」の設置促進をはかります。
- ③ 福祉サービスの高度化に対応しうるボランティア活動を保障すると同時に専門職との協働によるケース検討会やチーム活動の促進をはかります。

二、教育

今日の教育問題の責任を、私たちは互いに他人のせいや社会のせいにしてはいないでしょうか。先生が悪い、親が悪い、文部省が悪いと言っているうち、教育はますます解決困難な問題へと発展しています。しかし、誰かがこの問題に挑むのでなければなりません。

- ① 少年非行や校内暴力、登校拒否など教育現場と地域社会の協力を通してその解決に取り組むべき課題について、行政、教育関係者、父母らが一緒になって行動を起こし、子供たちに信頼される教育の在り方を探求し、検討します。

- ② 教育行政の基本を「教育の機会均等」の確保と「ゆとりある教育環境」の整備におき、地域格差や不平等のない教育体制の実現をはかります。

- ③ 高校教育については、学校間格差、地域間格差の解消をはかり、地域における教育の機会均等を実現するための条件整備について、学区制の在り方を含め総合的な検討をおこないます。

また、格差解消の前提にたつて、市町村立高校の道立化を含む道立高校の整備、拡充をすすめます。

④多様なニーズに応える高校教育の体制整備をはかるため、現有の職業高校のあり方や音楽、美術などの単科高校の新設などについて検討をおこないます。

⑤幼児教育や高校教育における公私間格差を是正するため、補助制度の在り方を含め総合的な検討をおこないます。

⑥副読本や視聴覚システムを活用し、北方やアジアの生活風土および地場の風土、文化、また国際的視野をもち地域社会に根ざした教育内容の充実をはかります。

⑦統合教育を基本に、特殊学級の増設、校舎の改築などをすすめ、障害者が地域で学校生活を送ることができるよう体制整備をはかります。

⑧国際化社会に対応しうる語学力の育成をはかるために、教育の場における国際的交流を積極的に促進するとともに、外国からの教師の受け入れをおこない、とくに中学校、高校における英語教育の充実につとめます。

⑨優秀な若手労働力の道外流出と巨額の教育費用の移転を防止し、北海道が「大学過疎」である現状を克服するために、当面、芸術大学、体育大学、海洋大学の三つの単科大学の誘致に努めます。また、北海道教育大学分校の地域毎の総合大学化に関する意見等について検討します。

⑩道民の多様化し高度化した学習意欲に対応し、地域的バランスを解消するため「カルチャー教室」の設置や、また学習機会と教育内容を保障するために大学及び市町村や民間と協力して「北海道カルチャー・センター」の設置をはかります。

三、余暇・文化・スポーツ

①多様な文化活動を積極的に推進するために、道機構の中に「文化の部屋」を作り、関連行政の整合性をはかり、文化のための情報センターとするとともに、道民の声を行政に反映します。

②地域圏ごとに道民の自主的な芸術グループなどが行う「芸術の発表と鑑賞」の保障と、創作、練習場等の施設機能を備えた文化センターの充実をはかります。

③「文化・スポーツ振興のため総合援助システム」を確立し、地域における文化施設の設置や文化、スポーツ活動に対して「文化振興基金制度」を創設します。

④北海道開拓村の開設に続いて、アイヌ民族文化やオホーツク文化など北海道に固有な伝統文芸、文化の保存、継承をはかる事業を計画的に推進します。

⑤ 冬季のスポーツ活動を促進するため、ウインター・スポーツの国際交流やイベントをさらに充実させるとともに、全天候スタジアムの建設を、国の協力を得ながら、実現します。

⑥ 冬季に、アジア芸術祭を開催し、北方の芸術との交流促進のための国際的イベントとして発展させます。

⑦ 身近なスポーツ施設、文化センターについては、とりわけソフトな面の充実を図ることを基本に、スポーツ指導員の配置など市町村や民間との協力で行います。

⑧ 民間との協力で企業施設の開放や企業所有地の有効活用を促進し、地域のスポーツ活動、文化活動の活生化に努めます。

⑨ 主婦やお年寄りにとりわけニーズの高い各種のカルチャ活動を地域的格差を解消する方向で充実させるために、民間との共同による体制整備をはかります。

⑩ 観光地や自然環境の下で子供から大人まで学習・体験できる長期滞在型余暇に応える低廉な公共、あるいは民間の宿泊施設の整備拡充をはかります。

四、保健・医療

① 予防から治療、リハビリテーションまでの包括医療の確立やライフサイクルに応じた保健医療、症状に対応した病院システムの確保をはかり「だれでも、いつでも、どこにいても」安心して医療をうけられる北海道医療の確保をはかります。

② 病気の予防や健康づくりを重視し、地域の公衆衛生および健康管理のためのセンターとして、保健所機能の拡充をはかります。また、老人保健対策や成人病対策の充実をはかるため、保健婦等の増員をおこない、とりわけ保健婦不在町村の解消につとめます。

③ 医師・歯科医師の確保と地域的偏在の是正、医療過疎の解消をはかるための具体的方策について、自治医大方式の採用や地域医療を担う医師の研修制度の在り方を含め、道内の医科大学関係者等との協議をすすめて、その実現をはかります。

④ 看護婦や医療技術者の地域的、病院規模別の不均衡を正すため、その養成・確保につとめます。また、有資格で未就業の人材を活用するナース・バンク方式などの利用定着を促します。

- ⑤ 休日夜間急病センターの設立促進をはじめ、救急告示医療機関制度や共同利用型病院（医師会病院）の活用・促進をはかり、救急医療体制の確立につとめます。
- また、一刻を争う重症患者を扱う救命救急医療センターを地域毎に設立し、離島や豪雪地帯などへの対策を含め救急ヘリポートの増設をはかります。
- ⑥ 病院間の機能分担の明確化と相互連携の強化を図るとともに、専門医の在・不在・空ベッドの有無、手術の可否などを瞬時に把握し、また一次から三次までの医療サービスの効率的利用を促進する地域医療情報システムを確立します。
- ⑦ 難病対策をはじめ、循環器系疾患対策、腎不全対策、ガン対策など高度専門医療に関する付添い問題から臓器の提供・呼びかけまでを含めた総合的な体制整備をはかります。

五、生活

- ① これまでの量的な充足を強調した戸数中心の住宅政策の見直しをはかり、住宅の広さや部屋数といった個々の住宅の充実を促進するとともに、庭や近隣の公共的空間の確保など住環境の整備を同時並行的にすすめます。
- ② 金融、中古住宅の流通、賃貸住宅の活用などを通して、道民のライフサイクルに応じた多様な居住の形態を保障する住宅供給政策の推進につとめます。
- ③ 生活道路、公園緑地、上下水道、ゴミ処理システムなどの先行的な整備を民間との協力のもとですすめ、住環境の向上につとめます。
- ④ 道内道路網の再調査をおこない、産業道路と生活道路との分離、歩・車道の区分を明確にするなど道路網の整備につとめます。
- ⑤ 総合的な交通行政の推進につとめ、鉄道や乗合バスなど、公共の大衆大量輸送機関を中心とした道内地域交通体系の確立をはかります。
- このため、国鉄ローカル線の廃止には強く反対していきます。
- ⑥ 監視・指導体制の強化や関連企業との協力などを通して、大気汚染、水質汚染、粉じん、騒音、振動、悪臭などの公害規制の強化を推進し、公害発生源の解消につとめます。
- ⑦ 治山、治水、海岸保全などの国土保全事業を積極的にすすすめ、雨や雪などによる災害の防止につとめます。
- ⑧ 消費生活センターの増設をはかるとともに、消費構造の高度化、多様化に対応する

消費者情報の提供や苦情処理、相談など、その総合的な機能の充実をはかります。

⑨生協・農協・漁協など、消費者・生産者の組織などの協力のもと「バイ・ホッカイドウ（道産品購入）」運動の展開をはかります。また、産地直送、共同購入などの消費者運動に対する援助をおこないます。

六、雇 用

①季節労働者の通年雇用化をめざして、各産業ごとに最低雇用期間（月二〇日以上、年間八ヵ月以上）の設定のため、長期計画を立案します。

②国および各自治体の協力を得て、自治体ごとに「季節労働者雇用確保合同企業センター（仮称）」の設立に努め、中小零細業者の事業確保ならびに就労対策の強化をはかります。

とくに当面、春先、秋口の雇用保障のため雇用計画を作るようつとめます。

③冬期就労を拡大するため「業種選定研究体制」の確立をおこないます。

④季節労働者の生活と権利を守るため「道条例」を制定し雇用手帳の交付、健康管理、

労働条件の改善などがおこなえるようにします。

⑤季節労働者の技能充実のため、職業訓練制度を強化します。

⑥未組織労働者の権利を守り組織化を図るため、支庁の労働相談窓口の機能の強化をはかります。

⑦女性のパートタイムにおける労働条件（賃金も含め）を確保するため、国と協議し労働基準法をはじめ各制度の改善につとめます。

⑧労働災害（職業病も含め）防止のため国と協力し各種制度の改正・確立につとめます。

⑨身体に障害のある人々の雇用拡大を推進します。

七、婦 人

①いまや性差別の撤廃や女性のライフサイクルに即応した多様な途の保障は世界的潮流となっています。あらゆる分野で真の男女平等を確立し、性差別のない地域社会の創造につとめます。また、道民女性のライフサイクルに即応した多様な選択の途がひらかれるよう体制整備につとめます。

②豊かな地域社会の創造の重要な担い手として、女性が広く社会参加し、その能力を十分に発揮できる基盤づくりにつとめます。また、各種婦人団体・サークルなど道民女性の自主的な活動の促進のため、行政としての援助を強めます。

③道政における各種審議会・委員会や各種のとりくみへの女性の参加を積極的にすすめます。また、行政機構における女性の職域の拡大と管理職への途をひろげる教育・訓練・研修の機会を充実につとめます。

④婦人の社会参加と自立の促進のため、各地域毎に一時保護施設も兼ねあわせた「婦人総合相談所」の設置を促進し、各種相談とその解決、実態調査、情報収集と提供、再就職などの機能充実につとめます。

⑤パートや内職をはじめ不安定な就業状態にある女性の権利や生活条件を守るため、職業訓練制度の充実、就業援助相談、啓発指導などに積極的にとりくみます。

⑥雇用における男女平等の確立のため、調査・啓発・指導・勧告・苦情処理などの機能充実につとめるとともに、性差別につながる性別役割分業観を是正するための社会教育活動の推進、教育機会の男女平等化の促進につとめます。

⑦家庭機能充実のため、子供の出生、育児、老親の介護など主婦の家庭責任にともなう過重負担の軽減をはかる一時保育施設やホームヘルパーなど、地域福祉サービス

システムの確立につとめます。

⑧民間とも協力し、婦人の多様なニーズに応える教育・文化機会の拡充を促進します。

⑨世界各国の女性との交流、連帯や各種国際会議への参加を積極的に促進し、世界的視野にたった女性の自立運動の前進をはかります。

⑩幅広い道民参加のもとで婦人問題を総合的に研究・審議する協議機関を設置し、そのなかで女性の政治参加、社会的活動、労働権の確立、母性の保障などあらゆる分野における道・市町村行政と全道民の指針となる「北海道女性自立のためのプラン」を策定します。

八、青年

①次代の担い手として、北海道に生まれ、育ち、地域に根をはり、北海道を舞台として広く全国・世界に活躍する青年を育成することは重要な社会的課題であり、青年たちがその能力を十分に発揮できる体制整備がすすめられなければなりません。青年の社会参加をあらゆる分野で保障・援助していく社会的基盤づくりを全道民の協力のなかで積極的にすすめていきます。

②青年が地域に定着するよう、地域における幅広い就労場の確保のため、先端産業の導入や地場産業の育成などに対応した技術や知識の取得機会の保障・確保につとめます。

③青年が地域に根づき、誇りをもって町づくりをすすめる、その良さを享受できるように、高校・大学などの教育の場や文化施設の充実など、青年の創造性が発揮され、その活躍の場が保障される地域生活環境の整備を促進します。

④青年が社会に働きかける基盤として、各市町村毎に『青年議会』を市町村や民間団体と協力して設置し、町づくり・村づくりに青年層の意志と能力の反映をはかります。

また、その活動の拠点として、現有の施設の利用などを通して『青年会議場』の設置をはかり、青年たちの交流・発表などの場を保障します。

⑤国際的視野にたった社会教育の充実につとめるとともに、世界各国の青年との交流や『国際青年サミット』など国際的イベントの開催をはじめ、青年の国際交流を促進し、国際社会の友好につとめます。

⑥以上のとりくみや目的を可能とするために、青年の自主的な運動や道・市町村行政の活動の指針となる『北海道青年憲章』の策定を全道民参加のもとですすめる、労働・教育・文化など、あらゆる分野への青年の社会参加を保障する体制整備をはかり

ます。

九、アイヌ民族

①アイヌ民族政策の基本を「生活自立」におき、従来までの救済的行政指導の姿勢をあらためます。

②従って、福祉、医療、教育、住宅等々にある補助金・助成金及び奨学金、各種貸付金等については、一定の種類ごとにメニュー化しアイヌの人びとが組織する自立的団体の政策選択権を拡大します。

③アイヌ民族文化の保存に努め、文化館、生活館、歴史館等の建設を促進するとともに、アイヌ民族の歴史が正しく日本人に伝わる社会教育、学校教育の充実につとめます。また、こうした活動をして、現在も根強く存在している差別観の一掃に行政が先頭に立って努力します。

④道のウタリ対策機能の充実強化に努めます。また、国に対しても機能強化を強く訴えます。

⑤「北海道旧土人保護法」については、これを廃止し、アイヌ民族の自立を基本においた新法の制定のため、先頭に立ってその実現をはかります。

十、自然保護

①国立・国定、道立自然公園、原生環境保全地域の拡大や新たな指定によって、道内の自然環境がよりよく保全される施策を展開します。

②湖沼や河川の保護、景観の復元、水質汚濁の防止、水質改善などにとつとめます。

③自然保護、環境保全にとりくむ民間団体の活動や研究実績を積極的に行政に反映させ、植林、ナショナル・トラスト運動をすすめます。

④また、自然を生かすことも大切です。自然の中の遊歩道や国際会議場を緑の中に作り、音楽会やフェスティバルを自然の中で行なえるようにします。

⑤都市における緑地の保全、自然の回復につとめるとともに、歴史的文化財、景観、街並保全につとめます。

⑥都市計画区域の農用地を都市空間として園芸農園等に利用するための振興策をとります。

⑦都市における環境保全、公害防止、健康都市建設のため「都市環境管理基準」の策定を検討します。

⑧大自然がいきづく北海道に核廃棄物処理施設は不要です。したがって、その設置には反対します。

V、活力あふれる民主的な道政の推進

北海道は、先住民の昔から開拓の時代、戦後の開発を経て、いま新たな時代の前にたたさされています。広大な土地、すぐれた自然に恵まれ、進取の気風とバイタリティーにとんだ道民性をもつ北海道の可能性は大きくひらけています。

私は、当面の諸問題の解決と同時に、二一世紀にむけて、世界にひらかれた大いなる北海道の時代」をつくるため、その可能性を経済や文化、教育などの分野で、限りなく追求します。それには、なによりも道民から出発した道政、道民の目にみえる道政、人と人との心がふれあい、心がかよいあう道政にかえなければなりません。特に重要なのは、道と市町村との協力関係です。道庁は、査定官のように市町村に君臨するのではなく、市町村の自発的活動、自由な発想を重んじ援助し、そして調整するといった、いわば市町村連合の「事務局」になることだと思えます。

きれいな政治——金や力や権力で発言の自由が抑えられるようなことがあつてはなりません。行政は、政治に対して中立でなければなりません。身の廻りを大切に草の根からの民主主義を育て、声なき声に耳を傾け陽のあたらない場所に陽をあてていきます。また婦人の道政参加をはじめ、適切な情報公開を含む道政への参加システムをひろげていきます。

また、私が構想した「あたらしい北海道の創造」を達成して行くために、道民の皆さんの英知を結集して「新・北海道計画」を策定します。

一、道民参加

① 道政は、道民自身のものであつて、決して「道庁」のためものではありません。これまでの行政が道民をもつばら「道庁の顧客」と見立て、道庁が決定し、道庁が差し出すものを住民が受けのるという関係の上に成り立ってきた現状を改めるべきです。決定する人（道庁）——従う人（道民）、給付する側——受給する側、情報を持つ——知らされる、という一方的な関係は、身近で血の通った道政の実現をはかるためにも改善していきます。

② 道と市町村との関係についても同様で、指揮監督する側——される側という関係の下で道は、市町村に対してあたかも「査定官」のようにふるまっています。その果すべき役割が異なるとは言え、道と市町村とは、地方自治体として対等の関係にあるのであつて、道を市町村より「上位」と見る考えや実態についても改善していきます。

市町村長サミットを開き自治体の活力を道政に反映します。

③ 一人ひとりの道民とはもちろん、多くの市民団体や法人道民（企業など）、労働組合などと広く対話をすすめる、市町村とも対等・協力の関係で行政をすすめていきます。また、ひとつひとつの行政を遂行していくに際して、それらの道民や団体の

自主的な協力（行政参加）を求め、道と住民・団体そして市町村が一体となって共同の事業を成し遂げていく道行政の実現をはかっています。

職能別サミットなども積極的に開き、地域政策や産業政策立案のため英知の結集をはかります。

④ 道民はいま、信頼感のある道庁を求めています。また、そうした信頼感のないところに本当の協力関係も生まれてきません。道民の道庁への信頼感の回復のために何よりも先ず庁内の民主主義を徹底するとともに、職員参加の道を開いて職員への向上と姿勢の改善をはかり、活気のある庁内体制の実現につとめていきます。

⑤ 現在、道庁には沢山の審議会や委員会が設けられていますが、それらの中には必ずしも活動的とは言えないものもあると言われています。また、多くの団体補助金についても同様です。審議会や団体補助金について、道民生活に有効なものを残すという姿勢をもちつつ、その在り方を総合的に検討します。

⑥ 情報公開制度を発足させ、道民のだけれども道政に参加できる基礎づくりにつとめます。

⑦ 道内の各種団体が提供する情報や資料等について集中管理するしくみをつくり、市町村連合の「事務局」ばかりでなく、情報センター的役割りも果せるような機能づくりを促進します。

⑧ 各種のボランティア活動について、誰れでもが参加できる基盤づくりにつとめます。

二、道政の科学化・合理化

① 現代は、「計画行政の時代」とも言われています。行政に計画をもたせ、道民がくらしの見通しを立てることのできる安心感のある道政の実現のために、行政にいまよりもっと科学性をもたせ、道民に責任ある情報とプランを提供できる体制の確立をはかっています。

② 科学化は、道政に活気をもたせ、組織の運営の合理化をはかつていく上でも欠かすことのできない大切なものです。また、『効率的でムダのない行政』を実現すること、利権や不正を生みがちな官僚行政を克服し、民主主義的で道民本位の行政を確立するための近道です。今日までの密室的な行政決定や情報の独占を通じた権威的な行政の在り方を排して道民の前に開かれた道政の実現のため、道民の皆さんとともにムダの排除や効率的行政の確立に努めます。

③ 時代の変化や新しい政策課題に対応できるように、道行政機構については本庁機構や支庁制度の在り方を含め総合的に見直しをおこないます。

- ④ 市町村への道権限移譲に積極的に推進し、それにとまなう財政負担が市町村の重荷にならないようにします。
- ⑤ 「ムダを排する」という基本的立場で道の補助金制度について総合的な見直しをおこない、その統廃合を進めるとともに、可能なかぎりメニュウ化し、市町村の政策選択ができるようにします。
- ⑥ 中・短期的な事業にあつては財政を含めた実施計画を作り、さらに事業執行後の追跡点検を強化し、その行政効果が常に道民から見えるものになります。
- ⑦ 道と市町村との人事交流については職員の活力を強める方向で実施します。
- ⑧ 試験研究機関、大学、企業の研究所及び民間研究機関との連携を強めます。このための組織を道内数カ所に設置します。

三、平和と自治体外交

- ① 北海道は、米・ソ連をはじめとする東西の接点であると同時に、アジアの一番北のはずれ、北方圏の一番南に位置しています。
また、多くの問題が国際的な動きと深くからみあつてすすんできているなかで、例えば農畜産物の自由化、漁業資源や漁獲にかかわる交渉、エネルギー問題などへの対応など、現在、国際的視野に立つた道政の展開が強く求められています。
私は、これらの問題に積極的にとりくんでいくとともに、さまざまな友好活動を促進して、国際的に求められている北海道の役割を果していきます。
- ② 米、カナダ、ソ連、中国、北朝鮮、韓国及び東南アジア諸国との友好運動を促進し、『平和北海道』の基盤をつくる民間、自治体外交の積極的な展開をはかります。
また、学術、生活、貿易などの交流についても積極的に推進し、「世界にひらかれた北海道づくり」につとめます。
- ③ 北方領土の返還はすべての国民の願いですが、先住民族であるアイヌ民族の歴史からみても全千島列島は日本固有の領土であることは明らかです。
北方領土問題の解決の基本は、何といつても国と国との友好や平和的自治体外交

の推進をはかり、ソ連の理解を深めることです。このため、道の知事として主張すべきことは主張しつつ、日ソ平和友好外交を自治体を基盤に積極的にすすめて、日ソ友好の道を北海道からつくっていきます。私は、国に対して平和的外交の推進を強く求めるとともに、道民の合意のもとでの返還運動の先頭に立って努力します。

私は、十三年間、国会議員として憲法を守り、憲法の理念を実現するため、平和問題にとりくみ、世界の完全軍縮にむけて努力を続けてきました。平和と民主主義は相互不可分のものであると信じる私のこの姿勢は、今後も決して変わるものではありません。

平和と民主主義は、いうまでもなく私たちの生存の最大の基盤であると同時に、北海道の『新・開拓時代』の根本を保障するものです。

現在の止むことなき米・ソの軍備拡張競争が、核戦争の危機を世界の人人々にもたらしており、そしてその両陣営の核戦略の接点に日本が、とりわけ北海道が存在しています。

このようななかで、いま、北海道知事として平和のために何をするのかは極めて重大な課題となっています。私は、世界の平和と民主主義の確立のため、北海道が国際的関係のなかでも積極的な役割を果していけるよう努力していきたいと決意しています。